

窓口におけるキャッシュレス決済業務（指定納付受託者業務）契約書

川崎市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、発注者の施設における使用料、手数料、物品売扱収入等（以下「使用料等」という。）のキャッシュレス決済に関し、発注者は、本契約の履行に限り、受注者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に定める指定納付受託者に指定するものとし、受注者が提供するキャッシュレス決済システム（以下「決済システム」という。）の利用を申し込み、受注者は、発注者の各利用拠点（以下「利用拠点」という。）での決済システムの利用を承認するものとし、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

- 2 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとする。
- 7 受注者が別の規約（以下「規約」という。）を定めている場合、当該規約の内容が本契約と競合するときは、本契約を優先して適用するものとする。

（目的及び事務の履行）

- 第2条 本契約は、発注者が利用拠点において納入義務者に対し、使用料等のキャッシュレス決済の承認を行い、受注者が当該納入義務者からの委託を受けて使用料等を納付することを目的とする。
- 2 受注者は、キャッシュレス決済に関する発注者及び利用拠点からの問い合わせ等に対し、契約期間中1日も欠かすことなく常に対応できる体制を整えるものとする。
 - 3 発注者は、本契約に定めがない事項については第22条によるものを除き、規約の定めに従うものとする。
 - 4 受注者が規約を変更したときは、受注者は発注者に対し速やかに変更した規約等を送付するものとし、変更の内容について疑義が生じたときは、第22条の定めにより協議するものとする。
 - 5 受注者は、地方自治法第231条の2の6第1項に規定する「帳簿」を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載するとともに5年間保存することとする。

(キャッシュレス決済に係る手数料等)

第3条 発注者は、本契約に基づき受注者が納付委託を履行した場合、受注者に対して、次の各号に掲げる費用（以下「決済手数料等」という。）を支払うものとする。

- (1) 月額費用 円（税別）
(2) 従量費用

受注者が発注者に納付すべき金額に、下表に定める決済手段別の決済手数料率を乗じて得た金額（税別。1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

決済手段	決済手数料率
クレジットカード決済	パーセント
電子マネー決済	パーセント
コード決済	パーセント

- 発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者からの適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、決済手数料等の額に消費税及び地方消費税を加算した合計額（同金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を、受注者が指定する金融機関口座に振り込み支払うものとする。
- 発注者が決済手数料等を振り込み支払後、決済手数料等に過不足等が生じたときは、発注者及び受注者は、協議をして合意の上、追加の振り込み、戻入又は契約期間に限り後続する月での相殺等を行うことができる。
- 受注者が発注者の書面による事前の承諾を得て本件業務の全部又は一部の履行を中止したときは、発注者及び受注者は、協議をして合意の上、手数料等の額を変更することができる。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第3号の規定により、納付を免除する。

(入金予定額の確認)

第5条 受注者は、次の各号に掲げる金額を月の初日から末日までの間を1単位として取りまとめ、翌月の5営業日までに、受注者が提供する専用WEB等（以下「確認用WEB」という。）に掲示する。

- (1) キャッシュレス決済に係る使用料等の合計額（以下「収納金額」という。）
(2) 第3条に示す決済手数料等

- 発注者は、確認用WEBに掲載された収納金額等を速やかに確認し、当該掲載内容に疑義がある場合は、受注者と協議を行うものとする。

(収納金額の納付等)

- 第6条 受注者は、確認用WEBに掲示した収納金額を、掲示した当該月の末日（以下「支払期日」という。）までに、発注者が指定する金融機関口座（以下「受取口座」という。）に、振込手数料負担の上、振り込まなければならない。なお、地方自治法第231条の2の5第1項に規定する「指定する日」は、本項に定める支払期日とする。
- 2 受注者は、前項に規定する支払期日が、銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、休日を除き支払期日にもっとも近い日を支払期日として振り込まなければならない。
- 3 受注者は、正当な理由がなく前二項に規定する支払期日までに振り込まなかつたときは、当該期日の翌日から振込みをした日までの日数に応じ、その延滞した金額につき、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額の遅延利息を、発注者へ支払わなければならない。

(受取口座)

- 第7条 発注者は、受取口座について、以下の事項を順守するものとする。

- (1) 受注者が受取口座に振込金額を入金することをもって、受注者の振込金額の支払債務が消滅すること。
- (2) 受取口座の名義人による受注者の入金に関する問い合わせ等により、受取口座に対する入金が適当でないと受注者が認めた場合には、受注者は振込金額の支払いを留保することができること。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

- 第8条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお契約金額とは、契約期間全体のキャッシュレス決済に係る決済手数料等の総額とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があつたとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、排除措置命令等が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- (1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。
- 5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 6 第1項に規定する場合又は受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(遅延損害金)

第9条 発注者又は受注者が互いに負う金銭債務について正当な理由がなくその履行を遅滞したときは、支払期日が指定された場合は当該期日の翌日から、支払期日の指定がない場合は書面による通知が到達した日の翌日から払込みをした日までの日数に応じ、その延滞した金額につき、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(振込金額の納付に係る事故発生時の対応)

第10条 受注者の振込金額の納付後、受注者の責に帰すべき事由により振込金額に過不足等の事故が生じたときには、速やかに発注者へ報告をするとともに、協議の上、追加の払込み又は還付等を行うものとする。

(損害賠償責任)

第11条 発注者又は受注者は、本契約の履行に際し、相手方の契約違反により損害を受けた場合、通常かつ直接の損害でかつ現実に発生した損害に限り、当該損害の帰責事由を有する相手に対し、損害賠償を請求できるものとする。ただし、相手方の請求できる損害賠償の範囲は、天変地異、通信回線の不具合等の不可抗力により生じた損害、自己の帰すべきではない事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(再委託の禁止等)

第12条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

- 2 受注者は、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行

為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 受注者は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(暴力団等からの不当な要求の報告)

第14条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(事業者調査への協力)

第15条 発注者が、本業務に係る適正な運用のため必要があると認めたときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出やその必要な限度で受注者の事務所に立ち入り、帳簿書類等その他必要な物件の検査について、協力を要請することができる。

(秘密の保持)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第17条 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(契約の解除等)

第18条 本契約の当事者は、相手方当事者が、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により相手方に損害があつても、解除権を行使した当事者はその責めを負わないものとする。

(1) 本契約の締結及び履行に關し、不正の行為があつたとき。

(2) 正当な理由なく本契約の規定に違反し、その旨を書面により通告されたとき。

- (3) 責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者について、本契約に違反し業務の目的を達することができないと発注者が認め、その旨を書面により通告したとき。
 - (5) 受注者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条各号の要件を欠いたとき。
 - (6) 受注者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
 - イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、契約総額相当額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の請求に基づき発注者に支払わなければならぬ。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、発注者に生じた損害の額が、当該違約金の額を超えるときは、受注者は、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに発注者に支払わなければならぬ。
- 4 発注者は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議して契約を中途解約することができる。

（消費税に関する特約）

第19条 発注者は、本契約の支払いについては消費税法の規定により、使用料及び手数料に対する各支払期日時点の同法所定の税率による消費税相当額を付加して受注者に支払うものとする。また、その額に1円未満の端数があるときは、1円未満を切捨てとする。

（本契約の有効期間）

第20条 本契約の有効期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

2 発注者又は受注者が3か月以上の予告期間をもって、書面で契約の解除を相手方に通告したときは、その期間の経過をもって本契約は終了するものとする。ただし、履行中の債権債務がある場合には、履行の終了をもって本契約は終了するものとする。

(本契約の変更等)

第21条 本契約の変更等については、本契約当事者双方協議の上、これを定める。

(定めのない事項)

第22条 本契約に定めのない事項に関し、疑義が生じたときは発注者及び受注者は誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

（趣旨）

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

（基本事項）

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティ関連規定の遵守）

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

（個人情報の適正な維持管理）

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

（秘密保持及び第三者への提供の禁止）

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9（1）才の定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

（再委託の禁止）

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要な部

分を除く。) であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。
- 3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

- 2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。
- 3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

- 2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

（厳重な保管及び搬送）

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（情報資産の返還又は廃棄）

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

（入退室管理事項）

第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

（身分証明書の携帯等）

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

（クラウドサービスの利用）

第17条 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから選定しなければならない。

（1）個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。

（2）日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

（3）クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。

（4）各種の認定・認証制度（ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001等）の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能のこと。

2 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第18条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、

紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならぬ。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

- 2 この場合、受注者は、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

（業務の報告又は検査等）

第19条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

（教育の実施）

第20条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

（契約の解除）

第21条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めるることはできない。
- 3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第22条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

（違反事実の公表）

第23条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第24条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

窓口におけるキャッシュレス決済業務（指定納付受託者業務） 仕様書

1 概要

本市では、支払い手段の多様化による市民利便性の向上と、現金取扱い業務の効率化を図ることを目的として、令和3年10月より戸籍・住民票等や税証明の発行にかかる手数料収納に対して、クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス決済を導入してきた。その後も、キャッシュレス決済を利用する施設や窓口の拡大に取り組んできたところである。

一方で、現在使用しているキャッシュレス決済端末については、賃貸借契約の満了が近づいていることに加え、現行機器の供給体制が今後縮小する見込みであることから、引き続き安定したサービス提供を行うべく、機器の更新を実施するものである。

なお本仕様書においては、表1及び図1に示す窓口におけるキャッシュレス決済業務のうち、「指定納付受託者業務」に係る仕様を示すものである。

2 業務内容 **※詳細は事業者決定後、提案内容に準じて更新する**

（1）期間

令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）

（2）内容

ア 基本事項

- ・ 地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって、当該歳入を納付する事務を行うこと。
- ・ 指定納付受託者の指定は、契約開始予定日に間に合うように別途行う予定であることから、必要な書類の提出等を発注者が求めた場合は、隨時応じること。
- ・ 市民等から納付の委託を受けたときは、当該委託を受けたことを証する書面を発行すること（電子情報処理組織を使用した通知でも可。）。
- ・ 委託を受けた歳入等について、地方自治法施行規則第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存すること。
- ・ 市民等から納付の委託を受けたときは、遅滞なく、次の事項等を報告すること。
 - ① 当該報告の対象となった期間、委託を受けた件数、合計額、納付年月日
 - ② 上記①の期間において受けた委託に係る次の事項
 - ・当該歳入等を特定するために必要な事項
 - ・納付の委託を受けた年月日
- ・ 受注者が以下のいずれかに該当するときは、指定納付受託者の指定を取り消すことができるものとする。
 - ・指定納付受託者の要件に該当しなくなったとき
 - ・必要な報告を行わない、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ・必要な帳簿を備え付けず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。

- ・適正な運用のため必要と認められた検査等について、対応しなかったとき。

イ 決済手段

- ・少なくとも以下の決済手段は利用可能とし、利用のための必要な手続きを行うこと。

クレジットカード決済	VISA、MasterCard、JCB、Diners Club、AMERICAN EXPRESS
電子マネー決済	交通系 IC、WAON、楽天 Edy、nanaco、iD、QUICPay
コード決済	PayPay、楽天ペイ、d 払い、au PAY、メルペイ、ファミペイ

ウ 対象とする収入

- ・対象となる収入は表2のとおりとする。

エ 決済手数料等

- ・受注者が納付事務を履行した場合、発注者は受注者に対して、別に定める決済手数料等を支払う。

オ 収納金額の納付

- ・キャッシュレス決済による収納金は、各月末日を締め日とし、翌月末日までに、受注者が指定する口座に一括で納付する。

カ 障害発生時の対応

- ・何らかの理由でキャッシュレス決済のサービスを提供することができなくなった場合、直ちに本市に報告すること。また、影響範囲や復旧状況について、復旧が完了するまで適宜報告を行うこと。

キ 不正使用への対応

- ・キャッシュレス決済の不正使用に対し、十分な防止対策を有すること。

ク その他

- ・利用可能なキャッシュレス決済手段が把握できる掲示物を提供すること。
- ・金額の入力間違い等によりクレジットカード等使用者への連絡が必要となった際には、受注者は最大限の協力をすること。
- ・本仕様書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、発注者と受注者で協議の上決定する。

表1 窓口におけるキャッシュレス決済業務一覧

No	業務名	概要	業種・種目	契約期間
1	指定納付受託者業務	地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行う。	委託 99 その他業務 99 その他	令和8年10月1日～令和9年3月31日
2	決済端末賃貸借	キャッシュレス決済端末の賃貸借(機器の保証含む)を行う。	物品 37リース 03事務用機器	令和8年10月1日～令和13年9月30日(5年間)
3	POS機器賃貸借	POSサービスを利用するための周辺機器の賃貸借(機器の保証含む)を行う。	物品 37リース 03事務用機器	令和8年10月1日～令和13年9月30日(5年間)
4	POSサービス利用	キャッシュレス決済において売上の集計等を行うPOSサービスを提供する。	物品 15コンピュータ 02ソフトウェア	令和8年10月1日～令和13年9月30日(5年間)
5	機器導入業務	No.2～No.4の機器やサービスについて、各窓口への導入や利用者向けの操作研修等を実施する。	委託 22電算関連業務 99その他の電算関連業務	契約締結日～令和8年10月30日

図1 窓口におけるキャッシュレス決済業務イメージ

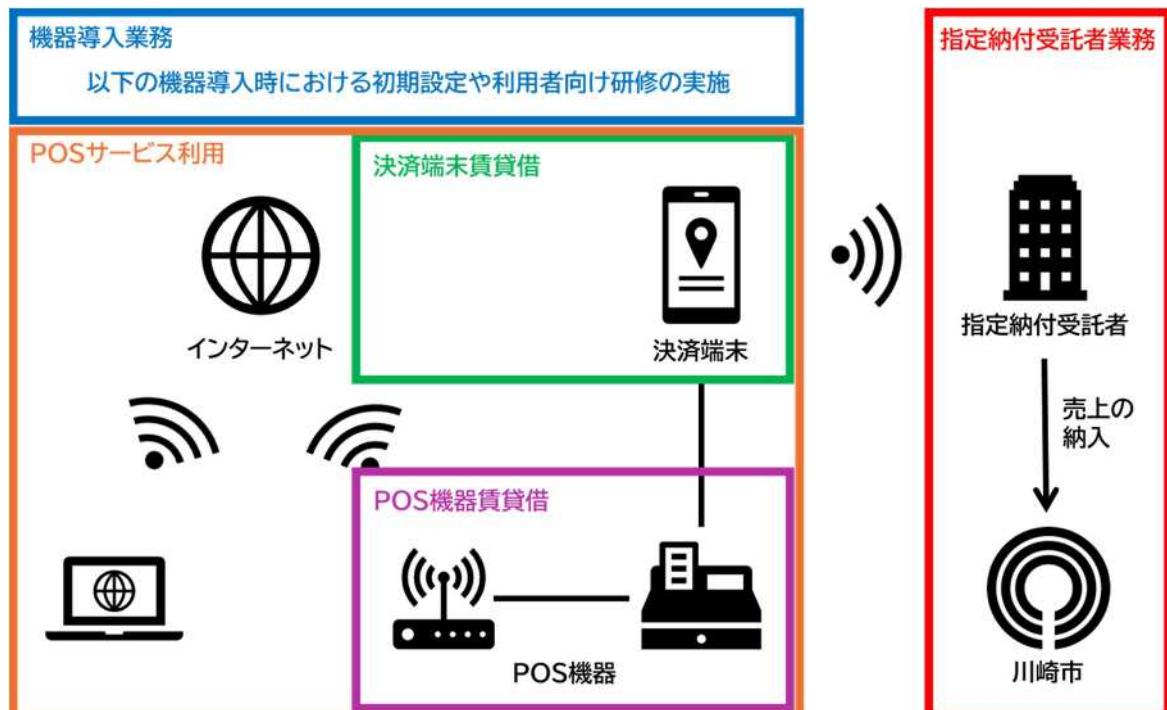


表2 対象とする歳入

○戸籍・住民票等
戸籍全部事項証明書
戸籍謄本（不適合）
除籍全部事項証明書
除籍謄本
戸籍個人事項証明書
戸籍抄本（不適合）
除籍個人事項証明書
除籍抄本
戸籍一部事項証明書
戸籍記載事項証明
除籍一部事項証明書
除籍記載事項証明
受理証明
受理証明（上質）
届書記載事項証明
住民票の写し
広域交付住民票の写し
住民票記載事項証明
住民基本台帳の一部の写しの閲覧
戸籍の附票の写し
印鑑登録証明書
身分・不在住（籍）証明
諸証明（その他）
自動車臨時運行許可
個人カード（再発行）
電子証明書
○税証明
全税目
市県民税
市民税（法人）
固定資産税（土地・家屋）
固定資産税（償却資産）

軽自動車税

○まちづくり局都市計画課業務

経年異動地形図販売

空中写真販売

農地等該当証明

都市計画用途証明

都市計画道路証明

○まちづくり局指導部業務

住宅用家屋等証明、建築計画概要書等の写し、長期優良住宅等の認定申請等

仮使用認定申請、許可・認定等申請、斜面地許可条例許可申請等

道路位置指定等証明、確認・検査申請、許可・認定申請等

優良宅地認定申請等

開発許可申請、建築許可申請、宅地造成許可申請等

○施設・設備の貸出業務

平和館における会議室等の施設・設備の使用

教育文化会館・プラザ大師・プラザ田島・幸市民館・日吉分館・宮前市民館・菅生分館における会議室等の施設・設備の使用

○公衆衛生関係業務

各区役所衛生課・中央卸売市場食品衛生検査所・健康福祉局保健医療政策部・動物愛護センターにおける食品衛生営業許可、輸出促進審査、環境衛生許可、動物保護管理、狂犬病予防、医務・薬務関係許可等

○ごみ処理業務

川崎・中原・宮前・多摩生活環境事業所におけるごみ処理等

○その他

青少年科学館におけるプラネタリウムの観覧

日本民家園における施設への入園

こころの相談所の使用等

緑ヶ丘霊園事務所及び早野聖地公園事務所における墓地使用権証明等

東扇島公園管理事務所におけるバーベキュー場の使用等

かわさき情報プラザにおける有償刊行物の販売

川崎区・中原区・宮前区・多摩区保育・子育て総合支援センターにおける一時預かり保育利用等

大島保育園・藤崎保育園・古川保育園・中原保育園・中丸子保育園・土橋保育園・菅生保育園・土渕保育園・生田保育園・地域子育て支援センターふるいちはば・地域子育て支援センターかじがや・地域子育て支援センターみなみゆりがおかにおけるこども誰でも通園制度利用等